

大和郡山市交通事業者感染拡大防止事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により社会全体が影響を受けている中、大和郡山市内に営業所を置き事業活動を行っている交通事業者が、市民（乗客）が安心して利用できる交通環境を整えるために行う感染症防止対策事業に対して、補助金を交付することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の対象となる事業者（以下、「交付対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの事業を営む令和2年7月1日現在において本市に本店又は営業所を置く事業者。ただし、下請け事業者、同一グループ内事業者、子会社等の関連事業者は交付対象とはしない。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

イ 一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）

(2) 本市へすべき市税等の申告をしていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助の対象経費及び金額等)

第3条 交付対象事業者に交付する補助金の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業は補助対象とする。

(1) 感染症防止対策に要する物品の購入に要する経費

(2) 感染症防止対策として実施する車内の消毒等に要する経費（人件費を含む。）

(3) その他市長が必要と認める経費

2 交付対象事業者に交付する補助金の金額は、市内の営業所において保有する車両1台につきそれぞれ下記のとおりとし、1回限りの交付とする。

(1) バス事業者については、車両1台につき5万円以内とする。ただし、車両保有台数に関わらず1事業者あたり100万円を上限とする。

(2) タクシー事業者については、車両1台につき3万円以内とする。ただし、車両保有台数に関わらず1事業者あたり50万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下、「交付申請者」という）は、次に掲

げる書類を令和2年12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 本市に本店若しくは営業所を設置していることが確認できる書類
- (3) 前条第2項に規定する車両の台数を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、また不相当と認めるときは補助金の不交付を決定し、当該交付申請者に対し、書面（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める場合には、必要な条件を付するものとする。

（事業の変更等）

第6条 交付の決定を受けた事業者において、当該事業を変更又は廃止しようとするときは、変更申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による補助金変更申請があった場合は、市長は前条に準じて決定の内容を変更し、承認通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

（補助金事業の実績報告）

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が終了した日から起算して14日を経過した日、又は令和3年3月31日のいずれか早い方の日までに下記の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 領収書、作業日報等の作業日数の確認できる書類、若しくは業務契約書の写し等

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告後、交付決定者の請求（市指定請求書）により、請求日から30日以内に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取り消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。